

SNS等を活用した日本遺産プロモーション業務委託 仕様書

1 業務名

SNS等を活用した日本遺産プロモーション業務

2 趣旨・目的

令和2年度に日本遺産に認定されたストーリー「海を越えた鉄道 ～世界へつながる鉄道のキセキ～」(以下「認定ストーリー」という。)を構成する鉄道遺産などの文化財(以下「構成文化財」という。)が、滋賀県長浜市、福井県敦賀市・南越前町(以下「3市町」という。)に点在する。これらの構成文化財や認定ストーリーの魅力を伝える滞在型コンテンツ等の情報を、ソーシャルネットワーキング(以下「SNS」という。)で積極的に発信し、3市町の日本遺産認定地域への誘客を図り、滞在型コンテンツ利用による旅行者満足度向上を目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和6年2月29日までとする。

4 業務範囲

本業務は、次に掲げる業務を範囲とする。

- (1) インスタグラムアカウント記事作成・投稿
- (2) LP(ランディングページ)を活用したデジタルマーケティング
- (3) インスタグラムを活用したキャンペーンの実施

5 業務内容

- (1) インスタグラムアカウントの記事作成・投稿
 - ・発注者がアカウントを持つインスタグラムにおいて、認定ストーリー及び構成文化財、滞在型コンテンツ等について広く情報発信し、3市町の日本遺産認定地域の魅力が伝わるような運営を行うこと。
 - ・投稿は、2週間に1回程度行うこととする。
 - ・随時、フォロワー数やエンゲージメント数等を増やすための工夫をすること。
 - ・より多くの方が閲覧しやすい曜日や時間帯に投稿を行うこと。
 - ・月次報告を行う際は、投稿内容に関する報告のほか、フォロワーの属性やインプレッション数及びリーチ数、エンゲージメント数を分析し、投稿による効果を検証すること。
- (2) LP(ランディングページ)を活用したデジタルマーケティング
 - ・LPを作成し、SNS上で広告配信を行い、収集した運用データを用いてデータ分析を行うこと。

- ・広告に使用する画像、動画等については、デザインや広告配信の目的を踏まえて最適なものを提案すること。
- ・広告プラットフォームは、幅広い層へ到達できるメディアを選択し、目的に応じて最適な配信方法や配信回数を目安とともに提案すること。(アプリや雑誌などの自社メディアを含めた複数のメディアを組み合わせることも可)
- ・目標数値を設定し、広告実施後は、効果についての分析を行った上で、発注者へ報告すること。

(3) インスタグラムを活用したキャンペーンの実施

- ・構成文化財や認定ストーリーの魅力を伝える滞在型コンテンツ等の魅力を広く発信するための効果的なキャンペーンを、発注者の所有するインスタグラムアカウントを活用して実施すること。(プレゼントキャンペーンやフォトコンテストキャンペーン等)
- ・キャンペーンは、発注者の所有するインスタグラムアカウントのフォロワー数等の増加につながる内容とすること。
- ・キャンペーンは、インスタグラムの規約や運用規則を順守して実施すること。
- ・キャンペーンの詳細については、発注者と協議の上決定すること。

6 成果物

- | | |
|--------------------------------|----|
| (1) 投稿に当たり取得したデータ (動画、画像、文章など) | 一式 |
| (2) 毎月の運用状況について委託期間分を整理した報告書 | 6部 |
| (3) SNS運用マニュアル | 3部 |

7 成果物の著作権等

- (1) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は、発注者に帰属する。ただし、同一性保持権等、発注者に帰属することができない適切な理由がある場合で、事前に発注者の承諾を得たときはこの限りでない。この場合、発注者は当該許諾条件の範囲内で著作権を有するものとする。
- (2) 成果物は1次利用及び2次利用共に無償で使用できるようにすること。

8 留意事項

- (1) 受託者は、認定ストーリーや構成文化財等について調査・分析し、十分な知識をもったうえで本業務を実施すること。
- (2) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知りえた機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (3) 成果物において、第三者が権利を有する著作権については、受託者が業務履行に関わるすべての著作物について利用許諾を得ることとし、そのために必要となる利用許諾契約手続きを代行し、利用許諾に必要な全費用を負担すること。
- (4) 成果物の記載内容において、特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利が対

象となっているものを使用した結果生じた責任については、受託者が負うものとする。

- (5) 本業務に関する仕様書及び契約書に明記されていない不測の事態が発生した場合は、発注者とその都度協議の上、決定する。
- (6) 当事業は国庫補助事業であるため、受託者への業務委託料等の支払いについては、国から発注者への補助金の支払いが完了した後に行うこととする。